

令和3年度 上水道の概況

三芳水道企業団

Water Supply Authority of MIYOSHI



<https://miyoshisuido.jp/>

目次

1. 沿革	・・・・・・・・	2
2. 施設の現況	・・・・・・・・	6
3. 水質	・・・・・・・・	14
4. 水道料金・手数料・加入者負担金	・・・・・・・・	18
5. 経営成績・財政状態	・・・・・・・・	20
6. 業務状況	・・・・・・・・	22
7. 有収水量と人口推移	・・・・・・・・	23
8. 建設改良費の推移	・・・・・・・・	24
9. 企業債	・・・・・・・・	24
10. 組織	・・・・・・・・	25

三芳水道企業団とは

館山市及び南房総市が共同して事務を処理するための一部事務組合であり、水道水供給事業の経営に係る施設の建設及び維持管理等の事務を処理する地方公営企業です。

また、地方公営企業の経営に関する事務を共同処理する一部事務組合のことを、「企業団」といいます。

三芳水道企業団は、館山市と南房総市の一部(富浦地区及び三芳地区)に安全で良質な水道水を安定的に供給する役割を担っています。

1. 沿革

昭和39年11月に、館山市の北部地域、富浦町（現在の南房総市富浦地区）及び三芳村（同三芳地区）に生活用水を供給するため、これらの市町村を組織団体とする一部事務組合「館山市、富浦町及び三芳村上水道組合」が設立されました。

昭和40年3月には、水道事業の経営認可を得てダム、増間浄水場等の建設に着手し、昭和44年8月から給水を開始しました。なお、現在の名称「三芳水道企業団」は、この間の昭和43年4月に変更されたものです。

昭和53年には、給水量の増加に対応するため、増間浄水場に横流式沈澱池を新設しました（第1次拡張事業）が、当地域は、地理的条件から水道水源に乏しく、既存の水源では増加の一途を辿る水需要に耐えられず、毎年のように渇水が起きていたため、同様の問題を抱えていた安房・夷隅地域の17市町村が共同し、新たな水源を求めて用水供給事業（南房総広域水道企業団）を設立することとなり、当企業団においても、平成3年から富浦町宮本地内に配水場を建設するとともに、関連する配水管を布設して用水供給を受けるための体制を整備しました（第2次拡張事業）。

これにより水不足の状況は抜本的に解消されたものの、多額の設備投資に伴う減価償却費の増加と高額な受水費によりコストが急上昇し、著しく経営を圧迫することとなりました。

一方、館山市においては、当企業団とは別に同市の中央部以南を給水区域とする市営の水道事業があり、用水供給開始以降のコスト上昇という点で同じ状況にあったことなどから、両水道事業の経営合理化を目的とし、平成10年4月に事業統合しました（第3次拡張事業）。

なお、平成18年3月には、富浦町及び三芳村を含む安房郡7町村の合併に伴い、給水区域を館山市及び南房総市の一部（富浦地区、三芳地区）に変更しました。

(参考：旧館山市水道事業の沿革)

館山市内における水道事業は、民営の房州水道株式会社が昭和13年8月から、主に市街地へ給水を開始したことに始まります。

市営水道としては、昭和21年に旧海軍の施設を大蔵省（現在の財務省）から借用して発足した宮城簡易水道と南条簡易水道が最初です。その後、昭和35年に波左間・加賀名簡易水道事業、昭和39年に鉦切簡易水道、昭和43年に南部簡易水道、昭和47年に西部簡易水道がそれぞれ完成し、農漁村地域へ給水を開始しています。

昭和48年4月には宮城、南条、波左間及び鉦切の4簡易水道事業を統合して館山市水道とし、新たな水源（作名ダム）を開発して給水区域を拡張しました。また、昭和50年に房州水道(株)の所有する水道施設を買収し、館山市中央水道として事業を承継、昭和54年には館山市水道、館山市中央水道、南部簡易水道及び西部簡易水道を統合するとともに、作名ダム下流からの揚水施設を建設して給水区域を拡張しました。

さらに、平成8年には、南房総広域水道企業団からの用水供給開始によって、懸案であった市内東部（館野・九重地区）の給水区域を拡張しましたが、平成10年の三芳水道企業団との事業統合に伴い約60年の歴史に幕を閉じました。



三芳水道企業団

- ▶ 昭和39年11月に館山市の北部地域，富浦町（現在の南房総市富浦地区）及び三芳村（同三芳地区）に生活用水を供給するため，一部事務組合「館山市，富浦町及び三芳村上水道組合」が設立
- ▶ 昭和40年3月に増間ダム，増間浄水場等の建設に着手
- ▶ 昭和43年4月に名称を「三芳水道企業団」に変更
- ▶ 昭和44年8月に館山市の北部地域，現在の南房総市富浦地区及び三芳地区へ給水開始
- ▶ 昭和53年に給水量の増加に対応するため，横流式沈澱池を新設（第1次拡張事業）
しかし，地理的条件から水道水源に乏しく，既存の水源では増加の一途を辿る水需要に耐えられず，毎年のように渇水が起きていた
- ▶ 平成2年に地理的条件から水道水源に乏しく既存の水源では足りず，毎年のように渇水が起きていたため，同様の問題を抱えていた安房・夷隅地域の17市町村が共同し，新たな水源を求めて用水供給事業（南房総広域水道企業団）を設立
- ▶ 平成3年から現在の南房総市富浦町宮本地内に配水場を建設し，関連する配水管を整備（第2次拡張事業）
- ▶ 平成8年10月から，南房総広域水道企業団から三芳水道企業団及び館山市水道への給水が開始
- ▶ 水不足の状況は抜本的に解消されたものの，多額の設備投資に伴う減価償却費増加と高額な受水費によりコストが急上昇し，著しく経営を圧迫する
- ▶ 平成10年4月に三芳水道企業団及び館山市水道事業，両水道事業の経営合理化を目的とし事業統合（第3次拡張事業）
- ▶ 現在の主要な事業としては，高度経済成長期に拡張した施設の老朽化が進んでいるため，施設の更新や耐震化を進めている状況

旧館山市水道事業

- ▶ 昭和13年8月に館山市内の主に市街地へ、民営の房州水道株式会社が給水を開始
 - ▶ 昭和21年に旧海軍の施設を財務省（旧大蔵省）から借用して発足した宮城簡易水道と南条簡易水道を市営水道として給水開始
 - ▶ 昭和35年に波左間・加賀名簡易水道を給水開始
 - ▶ 昭和39年に鉦切簡易水道を給水開始
 - ▶ 昭和43年に南部簡易水道を給水開始
 - ▶ 昭和47年に西部簡易水道を給水開始
 - ▶ 昭和48年4月に宮城，南条，波左間及び鉦切の4簡易水道事業を統合（館山市水道）
同時期に新たな水源（作名ダム）を建設し給水区域を拡張
 - ▶ 昭和50年に房州水道株式会社の水道施設を買収し，館山市中央水道として事業を承継
 - ▶ 昭和54年に館山市水道，館山市中央水道，南部簡易水道及び西部簡易水道を統合するとともに，作名ダム下流からの揚水施設を建設して給水区域を拡張
- ▶ 同左
- ▶ 平成4年から館山市出野尾地内に配水場を建設し，関連する配水管を整備
- ▶ 同左
- ▶ 平成8年に南房総広域水道企業団からの用水供給開始によって，懸念であった市内東部（館野・九重地区）の給水区域を拡張
 - ▶ 用水供給開始以降のコスト上昇で経営を圧迫してくる
 - ▶ 三芳水道企業団との事業統合に伴い，約60年の歴史に幕を閉じる

2. 施設の現況

1) 水源

種別	名称等	位置	浄水場等系統	最大取水量 (m ³ /日)	備考
表流水	増間ダム	南房総市増間地内 (平久里川水系増間川)	増間浄水場	5,750	有効貯水量 500,000m ³
	作名ダム	館山市作名地内 (汐入川水系作名川)	作名浄水場	6,900	有効貯水量 590,000m ³
地下水	山本深井戸	館山市山本, 安布里地内	山本浄水場	3,040	井戸
受水	南房総 広域水道 企業団	南房総市富浦町 宮本地内	宮本配水場	5,400	浄水受水
		館山市出野尾地内	出野尾配水場	8,660	浄水受水



作名ダム



増間ダム

<南房総広域水道企業団(用水供給団体)>

南房総広域水道企業団は、千葉県南部地域に水道用水を供給する目的で、夷隅・安房17市町村（当時）により、平成2年に設立されました。

利根川（香取市内）で取水された水は、両総用水，房総導水路，長柄ダム，南房総導水路を經由して大多喜浄水場に至り，浄水処理された後，夷隅・安房地域の各水道事業（8団体）に送られています。

計画供給量 (単位 m³/日)

受水団体名	計画供給量
勝浦市	3,870
鴨川市	3,740
南房総市	6,210
いすみ市	8,380
大多喜町	2,460
御宿町	1,490
鋸南町	2,120
三芳水道企業団	14,060
合計	42,330



宮本配水場



出野尾配水場

2) 水道施設・施設能力

浄水場系統 給水能力 配水方法	浄水方法	施設の概要	
		貯水施設	取水施設
増間浄水場 5,400m ³ /日 [配水方法] 自然流下 (一部加圧配水)	凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 pH調整 活性炭	増間ダム 重力式 コンクリートダム 有効容量 500,000m ³	取水口(ダム直接) Φ300mm
作名浄水場 6,500m ³ /日 [配水方法] 自然流下	凝集沈澱 急速ろ過 塩素消毒 pH調整 活性炭	作名ダム 重力式 コンクリートダム 有効容量 590,000m ³	取水塔(取水口) Φ250mm 3段 頭首工(ダム注水用) 取水口 Φ250mm 取水ポンプ井 容量 32m ³ 取水ポンプ(2台) Φ125mm 能力 3.80m ³ /分



増間浄水場



作名浄水場

導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設
導水管(2条) Φ350mm 総延長 284m	着水井 容量 37.5m ³ 薬品混和池 容量 15m ³ フロック形成池 容量 148m ³ 傾斜板沈殿池 容量 1,054m ³ 急速ろ過池(3池) 総ろ過面積 75m ² 浄水池 容量 72m ³	[御庄加圧場] 加圧ポンプ(2台) Φ40mm 能力合計 0.58m ³ /分	配水池(2池) 総容量 1,858m ³ 水位82~78m 配水管 Φ350mm外 総延長 80,532m
導水管 Φ300mm 延長 225m 導水管 Φ350mm 延長 1,435m	分水井 容量 14m ³ 着水井 容量 20m ³ 薬品混和池 容量 8m ³ フロック形成池(2池) 容量 225m ³ 傾斜板沈殿池 容量 1,139m ³ 急速ろ過池(3池) 総ろ過面積 55m ² 浄水池 容量 488m ³	送水ポンプ(4台) Φ125mm 能力 6.16m ³ /分 送水管 Φ300mm 延長 389m	配水池(2池) 総容量 3,000m ³ 水位75~68m 配水管 Φ400mm外 総延長 55,241m



増間配水池



作名配水池

浄水場系統 給水能力 配水方法	浄水方法	施設の概要	
		貯水施設	取水施設
山本浄水場 2,890m ³ /日 [配水方法] 加圧配水	硬度除去 pH調整 急速ろ過 塩素消毒	取水井(10本) (うち予備 7本)	取水ポンプ(10台) Φ125mm外 能力合計 5.96m ³ /分
		[山本加圧場] 加圧ポンプ(2台)	Φ65mm 能力合計 0.50m ³ /分
宮本配水場 5,400m ³ /日 [配水方法] 自然流下 (一部加圧配水)	浄水受水 [大房加圧場] 受水槽 加圧ポンプ(2台) 送水管 [大房配水場] 圧力タンク	容量 210m ³ Φ 65mm Φ150mm	能力合計 0.94m ³ /分 延長 871m
出野尾配水場 8,660m ³ /日 [配水方法] 自然流下 (一部加圧配水)	浄水受水	[神余浄水場系統(神余・畑地区加圧施設)]	
		受水池(2池) 送水ポンプ(2台) 送水管	容量 408m ³ 水位 78~75m Φ80mm 能力合計 1.12m ³ /分 Φ100mm 延長 1,131m
	高区第1配水池 送水ポンプ(2台) 送水管	容量 182m ³ 水位143~140m Φ50mm 能力合計 0.50m ³ /分 Φ65mm 延長 1,251m	
	高区第2配水池 加圧ポンプ(2台) [神余第2加圧場] 加圧ポンプ(2台)	容量 165m ³ 水位168~165m Φ50mm 能力合計 0.54m ³ /分	
		Φ40mm	能力合計 0.1m ³ /分

神余・佐野浄水場系統は、浄水機能を停止し、高地への加圧施設として運用しています。

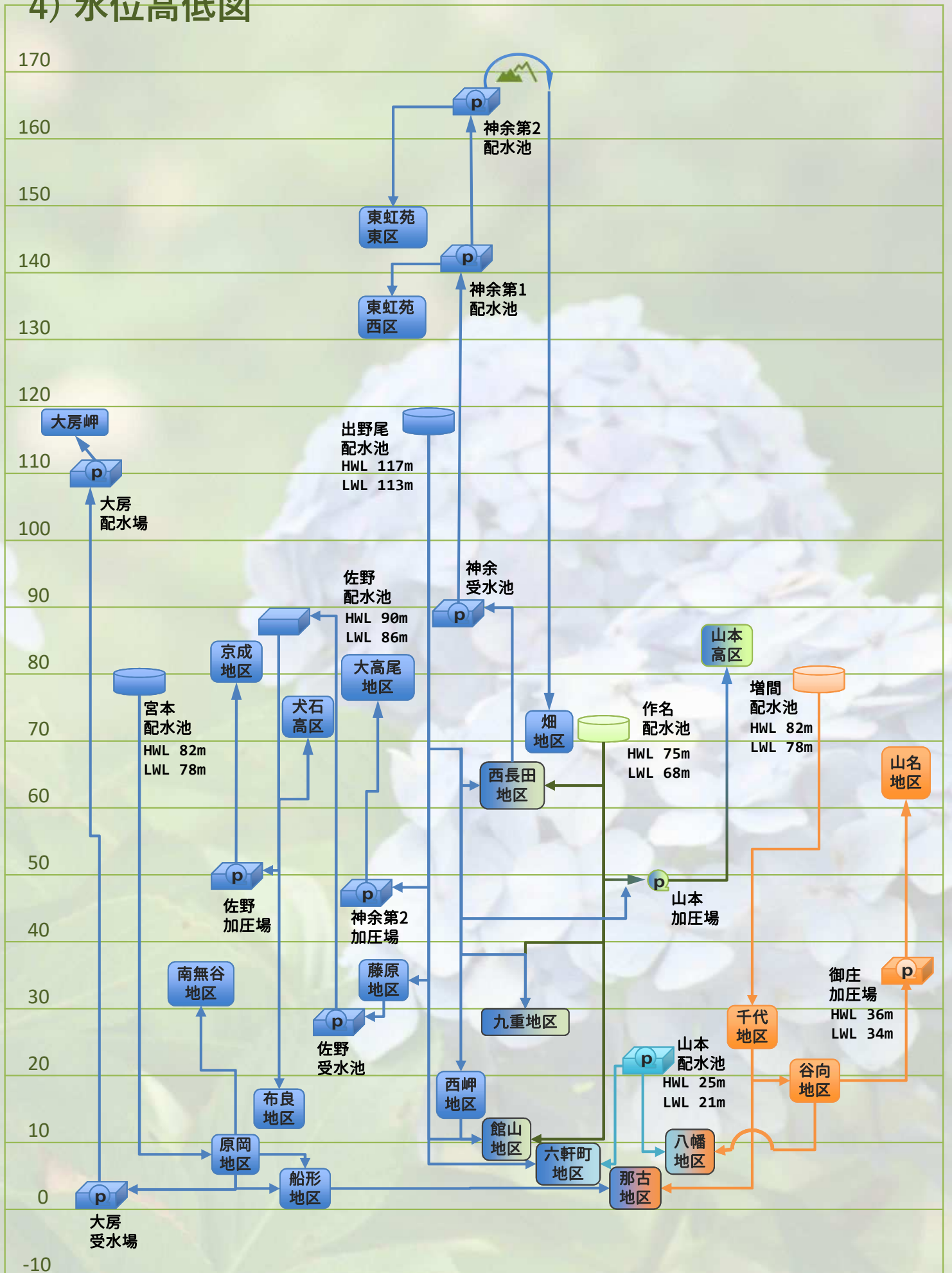
導水施設	浄水施設	送水施設	配水施設
導水管(10条) Φ200mm外 総延長 2,548m	カルシウム硬度 除去装置(2台) 能力 1,500m ³ /日 着水井(2池) 容量 16m ³ 薬品混和池(2池) 容量 90m ³ 急速ろ過池(7池) 総ろ過面積 39m ²		配水池(2池) 総容量 2,300m ³ 配水ポンプ(3台) Φ150mm 能力合計 7.8m ³ /分 配水管 Φ350mm外 総延長 66,767m
			配水池 総容量 5,500m ³ 水位 82～78m 配水管 Φ500mm外 総延長 47,155m
[佐野浄水場系統 (佐野地区加圧施設)] 受水池(2池) 送水ポンプ(2台)	容量 133m ³ φ80mm 能力合計 1.40m ³ /分	送水管 配水池(2池)	配水池(2池) 総容量 4,300m ³ 水位117～113m 配水管 Φ500mm外 総延長 146,217m
[佐野加圧場] 送水ポンプ(2台)	φ40mm 能力合計 0.3m ³ /分		

3) 施設位置図

-  ダム
-  浄水場
-  配水場
-  受水場(高置水槽)
-  加圧(ポンプ)施設



4) 水位高低図



3. 水質

1) 水質基準項目

水道法第4条の規定に基づき、「水質基準に関する省令」で規定する水質基準です。

No.	基準項目	基準値	作名 浄水場	増間 浄水場	山本 浄水場	出野尾 配水場	宮本 配水場
1	一般細菌	100個/mL以下	0	0	0	0	0
2	大腸菌	検出されないこと	0	0	0	0	0
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005	<0.00005
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	0.004	<0.001	<0.001
8	六価クロム及びその化合物	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
11	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	10mg/L以下	0.18	0.59	0.04	2.99	2.88
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	<0.08	0.09	0.52	<0.08	<0.08
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.1	<0.1	0.1	<0.1	<0.1
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及 びトランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004	<0.004
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
21	塩素酸	0.6mg/L以下	<0.06	<0.06	0.10	0.09	0.09
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	0.015	0.015	0.006	0.001	0.001
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.008	0.009	<0.003	<0.003	<0.003
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	0.005	0.002	0.007	0.013	0.013

表中の「<」は、記載値未満であることを表しています。

(令和2年度に実施した検査結果の平均値)

No.	基準項目	基準値	作名 浄水場	増間 浄水場	山本 浄水場	出野尾 配水場	宮本 配水場
26	臭素酸	0.01mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	0.032	0.025	0.024	0.029	0.029
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	0.007	0.006	<0.003	<0.003	<0.003
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	0.012	0.008	0.008	0.004	0.004
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	<0.001	<0.001	0.001	0.011	0.010
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008	<0.008
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.001	<0.001	0.002	0.002	0.002
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	0.05	0.03	0.01	0.02	0.02
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03	<0.03
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	17.8	25.0	86.2	31.7	26.7
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
38	塩化物イオン	200mg/L以下	23.3	23.5	22.1	37.2	37.1
39	カルシウム、マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	91	30	107	93	95
40	蒸発残留物	500mg/L以下	166	152	378	211	214
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02
42	ジェオスミン ^(※1)	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
43	2-メチルイソボルネオール ^(※2)	0.00001mg/L以下	<0.000001	<0.000001	<0.000001		
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002	<0.002
45	フェノール類	0.005mg/L以下	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
46	有機物（全有機炭素：TOC）	3mg/L以下	1.5	1.9	1.1	0.8	0.7
47	pH	5.8以上 8.6以下	7.5	7.0	7.5	7.6	7.6
48	味	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	臭気	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
50	色度	5度以下	0.7	1.1	0.6	<0.1	0.1
51	濁度	2度以下	0.02	<0.02	<0.02	<0.02	<0.02

※1 正式名は、(4S・4aS・8aR)-オクタヒドロ-4・8a-ジメチルナフタレン-4a(2H)-オール

※2 正式名は、1・2・7・7-テトラチルピシクロ[2・2・1]ヘプタン-2-オール

2) 水質基準を補完する項目

① 水質管理目標設定項目

水道水中での検出の可能性があるなど、水質管理上留意すべき項目です。
注) 水質基準項目と重複している項目は除いて記載しています。

No.	基準項目	目標値	作名 浄水場	増間 浄水場	山本 浄水場	出野尾 配水場	宮本 配水場
1	アンチモン	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002		
2	ウラン	0.002mg/L以下 (暫定)	<0.0002	<0.0002	0.0013		
3	ニッケル	0.02mg/L以下	<0.002	<0.002	<0.002		
4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004	<0.0004
5	トルエン	0.4mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.1mg/L以下 (暫定)	<0.008	<0.008	<0.008		
7	亜塩素酸	0.6mg/L以下					
8	二酸化塩素	0.6mg/L以下					
9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下 (暫定)	<0.001	<0.001	<0.001		
10	抱水クロラール	0.02mg/L以下 (暫定)	<0.002	<0.002	<0.002		
11	農薬類	1以下 ^(※3)	0	0	0		
12	遊離炭酸	20mg/L以下	1.3	2.2	1.8	1.3	1.7
13	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
14	メチル-t-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
15	有機物等(過マンガン酸 カリウム消費量)	3mg/L以下					
16	臭気強度	3以下	<1	<1	<1	<1	<1
17	ランゲリア指数	-1程度以上とし、 極力0に近づける	-0.8	-2.4	-0.6	-1.0	-1.0
18	従属栄養細菌	2000以下 (暫定)	9	0	0	0	28
19	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01	<0.01
20	PFOS及びPFOA	0.00005mg/L以下 (暫定)	<0.000005	<0.000005	<0.000005		

※3 農薬類の目標値は、各農薬の検出値と目標値の比の総和であるため、単位はありません。

② 維持管理指針項目

毒性評価が定まらない物質や、浄水処理を行う上で維持管理上注視している物質を維持管理指針項目として設定している項目です。

No.	基準項目	作名 浄水場	増間 浄水場	山本 浄水場	出野尾 配水場	宮本 配水場
1	1,3-ジクロロプロペン	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002	<0.0002
2	キシレン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
3	1,2-ジクロロプロパン	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001
4	アルカリ度	96	28	150	54	53
5	電気伝導率	28.9	20.6	56.1	35.1	35.0
6	紫外線吸光度 (UV260,50mmセル)	0.125	0.221	0.097	0.045	0.041
7	溶性ケイ酸	18	50	42	29	29
8	浮遊物質 (SS)	<1	<1	<1	<1	<1
9	酸度	1.5	2.5	2.0	1.5	2.0
10	侵食性遊離炭酸	<0.5	2.0	<0.5	0.6	1.1
11	カルシウム硬度	76	20	59	59	60
12	マグネシウム硬度	16	10	48	34	35
13	クリプトスポリジウム	0	0	0		



ガスクロマトグラフ質量分析計



全有機体炭素計

4. 水道料金・手数料・加入者負担金

1) 水道料金

(令和元年10月1日改定)

区分	基本料金 (税抜)		従量料金 (税抜) (使用水量 1m ³ につき)		
	口径	金額			
一般用	13 mm	737 円	1 m ³ ~	8 m ³	86 円
	20 mm	1,397 円	9 m ³ ~	20 m ³	191 円
	25 mm	2,035 円	21 m ³ ~	40 m ³	241 円
	30 mm	2,794 円	41 m ³ ~	100 m ³	286 円
	40 mm	5,082 円	101 m ³ ~	500 m ³	328 円
	50 mm	7,755 円	500 m ³ 以上		398 円
	75 mm	18,942 円			
	100 mm	31,152 円			
	150 mm	60,401 円			
臨時用	一般用と同じ				398 円

- ・ 水道料金 = (基本料金 + 従量料金) × (1 + 消費税率) [1円未満は切り捨て]
- ・ 令和元年10月1日の改定は、消費税法等の一部改正を踏まえ、消費税等の転嫁するための改正を行いました。

2) 加入者負担金

(令和元年10月1日改定)

口径	金額 (税込)
13 mm	82,500 円
20 mm	220,000 円
25 mm	363,000 円
30 mm	517,000 円
40 mm	1,100,000 円
50 mm	1,650,000 円
75 mm	4,125,000 円
100 mm	7,007,000 円
150 mm	15,345,000 円

- ・ 令和元年10月1日の改定は、消費税法等の一部改正を踏まえ、消費税等の転嫁するための改正を行いました。

3) 手数料

(令和元年10月18日改定)

手数料の名称	種別	単位	金額(税込)
設計手数料(※)	給水管口径25mm以下の工事	1件につき	880 円
	給水管口径30mm以上の工事	1件につき	1,210 円
設計審査手数料	給水管口径25mm以下の工事	1件につき	300 円
	給水管口径30mm以上の工事	1件につき	400 円
給水装置工事検査手数料	給水管口径20mm以下で 水栓3箇所以内の増設又は改造工事	1件につき	300 円
	給水管口径25mm以下で 前記以外の工事	1件につき	1,100 円
	給水管口径30mm以上の工事	1件につき	1,500 円
開栓手数料(※)		1件につき	2,200 円
私設消火栓消火演習立会手数料(※)		1回につき	2,200 円
登録手数料	指定給水装置工事事業者登録手数料	1件につき	15,000 円
更新手数料	指定給水装置工事事業者更新手数料	1件につき	15,000 円
道路占用申請手数料(※)		1件につき	1,650 円
各種証明手数料		1件につき	300 円

(※) 消費税及び地方消費税課税対象

- 令和元年10月1日の改定は、消費税法等の一部改正を踏まえ、消費税等の転嫁するための改正を行い、また、令和元年10月18日の改定は、水道法の改正に伴い、指定給水装置工事事業者の指定について5年毎の更新が義務付けられたことによるもので、指定給水装置工事事業者の更新手数料を新たに規定したものです。

5. 経営成績・財政状態

1) 損益計算書 (令和2年4月1日から令和3年3月31日)

(令和2年度決算見込)

1 営業収益

(1) 給水収益	1,410,182	
(2) その他営業収益	9,101	1,419,283

2 営業費用

(1) 原水及び浄水費	1,202,114	
(2) 配水及び給水費	171,776	
(3) 総係費	171,476	
(4) 減価償却費	460,723	
(5) 資産減耗費	15,937	2,022,026

営業損失 △ 602,743

3 営業外収益

(1) 加入者負担金	17,475	
(2) 関係市補助金	271,801	
(3) 県補助金	253,553	
(4) 長期前受金戻入益	107,808	
(5) 引当金戻入益	976	
(6) 雑収益	1,979	653,592

4 営業外費用

(1) 支払利息及び企業債取扱諸費	58,663	
(2) 雑支出	32,473	91,136

経常損失 △ 40,287

5 特別利益

(1) 過年度損益修正益	3	
(2) その他特別利益	240	243

6 特別損失

(1) 過年度損益修正損	181	181	62
--------------	-----	-----	----

当年度純損失 △ 40,225

前年度繰越利益剰余金 0

当年度未処理欠損金 △ 40,225

(単位：千円)



2) 貸借対照表 (令和3年3月31日)

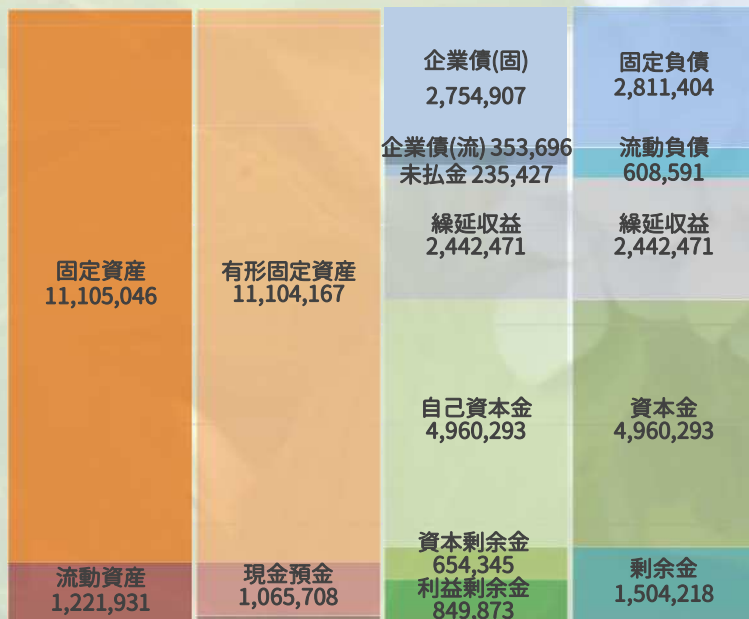
(令和2年度決算見込)

資産の部	
1 固定資産	
(1) 有形固定資産 ※ ()内の数値は、有形固定資産減価償却率	
イ 土地	1,023,910
ロ 建物	271,369
減価償却累計額	△ 166,976 (61.5%)
ハ 建物付属設備	8,559
減価償却累計額	△ 5,589 (65.3%)
ニ 構築物	18,621,189
減価償却累計額	△ 9,631,948 (51.7%)
ホ 機械及び装置	3,489,651
減価償却累計額	△ 2,695,313 (77.2%)
ヘ 車両運搬具	20,891
減価償却累計額	△ 18,060 (86.4%)
ト 船舶	725
減価償却累計額	△ 689 (95.0%)
チ 工具、器具及び備品	164,084
減価償却累計額	△ 95,146 (58.0%)
リ 建設仮勘定	117,510
有形固定資産合計	11,104,167 (53.4%)
(2) 無形固定資産	
イ 施設利用権	765
無形固定資産合計	765
(3) 投資	
イ その他投資	114
投資合計	114
固定資産合計	11,105,046
2 流動資産	
(1) 現金預金	1,065,708
(2) 未収金	138,176
貸倒引当金	△ 1,568
(3) 貯蔵品	19,615
(4) 前払金	0
流動資産合計	1,221,931
資産合計	12,326,977

負債の部	
3 固定負債	
(1) 企業債	2,754,907
(2) 引当金	
イ 退職給付引当金	53,328
ロ 特別修繕引当金	3,169
引当金合計	56,497
固定負債合計	2,811,404
4 流動負債	
(1) 企業債	353,696
(2) 未払金	235,427
(3) 引当金	
イ 賞与引当金	17,110
ロ 特別修繕引当金	0
引当金合計	17,110
(4) その他流動負債	2,358
流動負債合計	608,591
5 繰延収益	
(1) 長期前受金	5,764,433
(2) 収益化累計額	△ 3,321,962
繰延収益合計	2,442,471
負債合計	5,862,466

資本の部	
6 資本金	
(1) 自己資本金	
イ 固有資本金	155,776
ロ 繰入資本金	4,003,618
ハ 組入資本金	800,899
自己資本金合計	4,960,293
資本金合計	4,960,293
7 剰余金	
(1) 資本剰余金	654,345
(2) 利益剰余金	
イ 減債積立金	0
ロ 利益積立金	890,097
ハ 当年度未処分利益剰余金	△ 40,225
(△は当年度未処理欠損金)	
利益剰余金合計	849,873
剰余金合計	1,504,218
資本合計	6,464,511
負債資本合計	12,326,977

(単位：千円)



資産
土地、建物、現金など所有財産

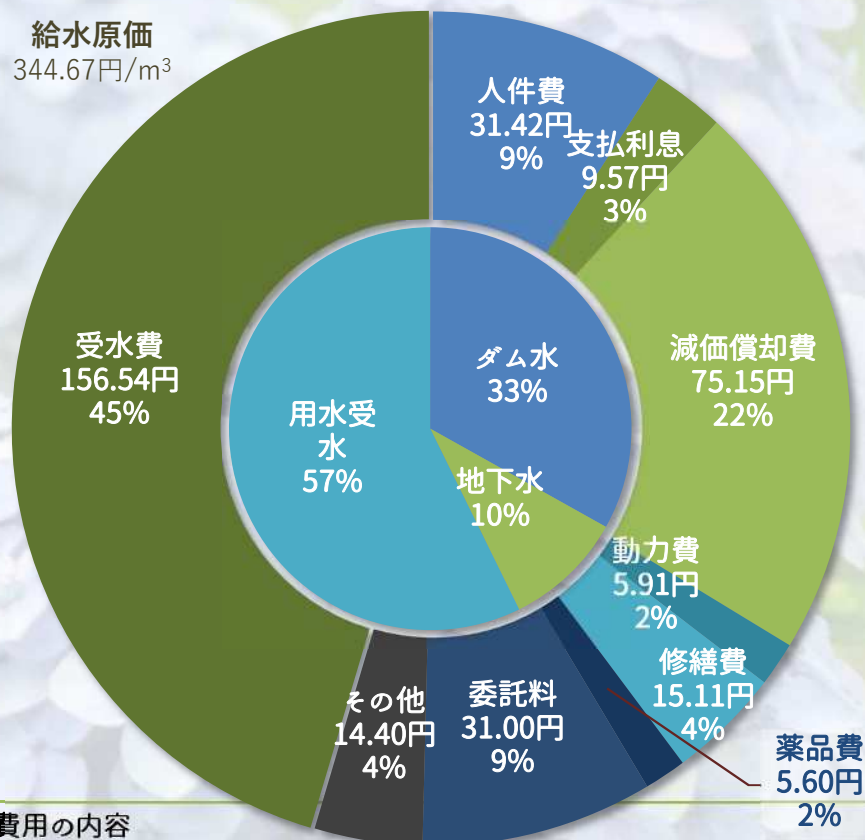
負債
企業債など支払義務のあるもの

資本
資本金や事業で得られた利益等返す必要のない資金

6. 業務状況

(令和2年度は決算見込)

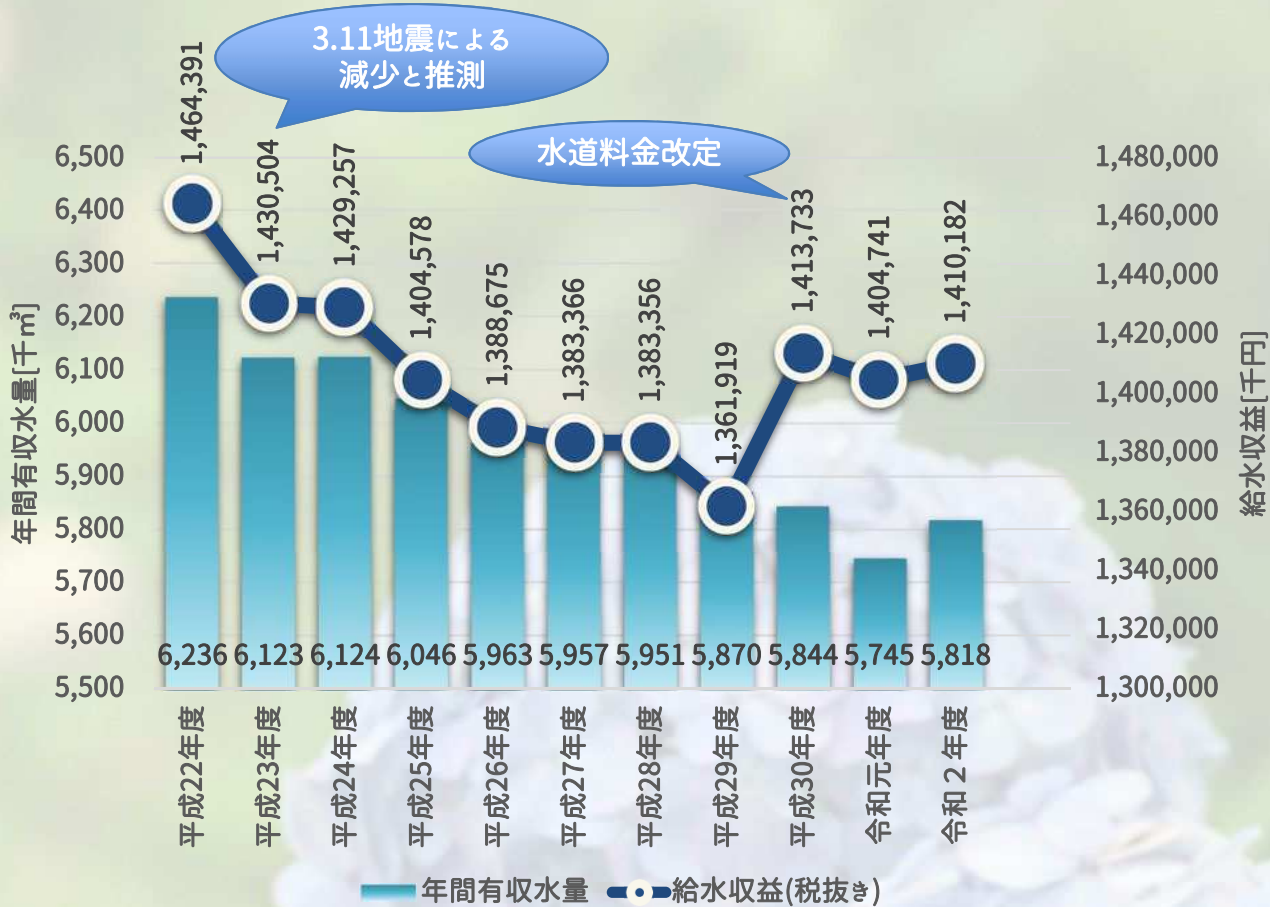
項目	単位	令和2年度 (a)	令和元年度 (b)	増減 (a-b)
給水戸数	戸	23,496	23,440	56
給水人口	人	52,178	52,804	▲ 626
普及率	%	99.5	99.5	0.0
配水量	m ³	7,990,073	7,874,988	115,085
(1日最大配水量)	m ³	24,873	25,778	▲ 905
(1日平均配水量)	m ³	21,891	21,516	375
有収水量 (収入の対象となる水量)	m ³	5,818,201	5,745,219	72,982
有収率 (有収水量÷配水量×100)	%	72.8	73.0	▲ 0.2
供給単価 (1m ³ 当たりの売上単価)	円	242.37	244.51	▲ 2.14
給水原価 (1m ³ 当たりの製造原価)	円	344.67	341.82	2.85



給水原価の構成費用の内容

人件費	浄水や管路の維持等に係る職員の費用
支払利息	施設改良等の財源に充てるために起こした企業債の利息
減価償却費	固定資産を耐用年数に応じて期間計算した費用
動力費	浄水場・配水場の電力料金等
修繕費	固定資産に係る維持管理費
薬品費	浄水をするために使用した浄水薬品の費用
委託料	浄水場の運営に関する業務や検針料金収納業務などの委託費
受水費	用水供給事業者である南房総広域水道企業団に支払う受水費用

7. 有収水量と人口推移



8. 建設改良費の推移

(単位：千円)



今後必要となる主要な水道工事事業 (令和3年度～令和10年度)

事業名	事業概要	事業費
配水管布設替事業	・石綿管・老朽管更新工事 ・その他配水管整備工事	27億6,800万円
浄水場耐震化事業	・施設耐震補強工事	7億8,600万円

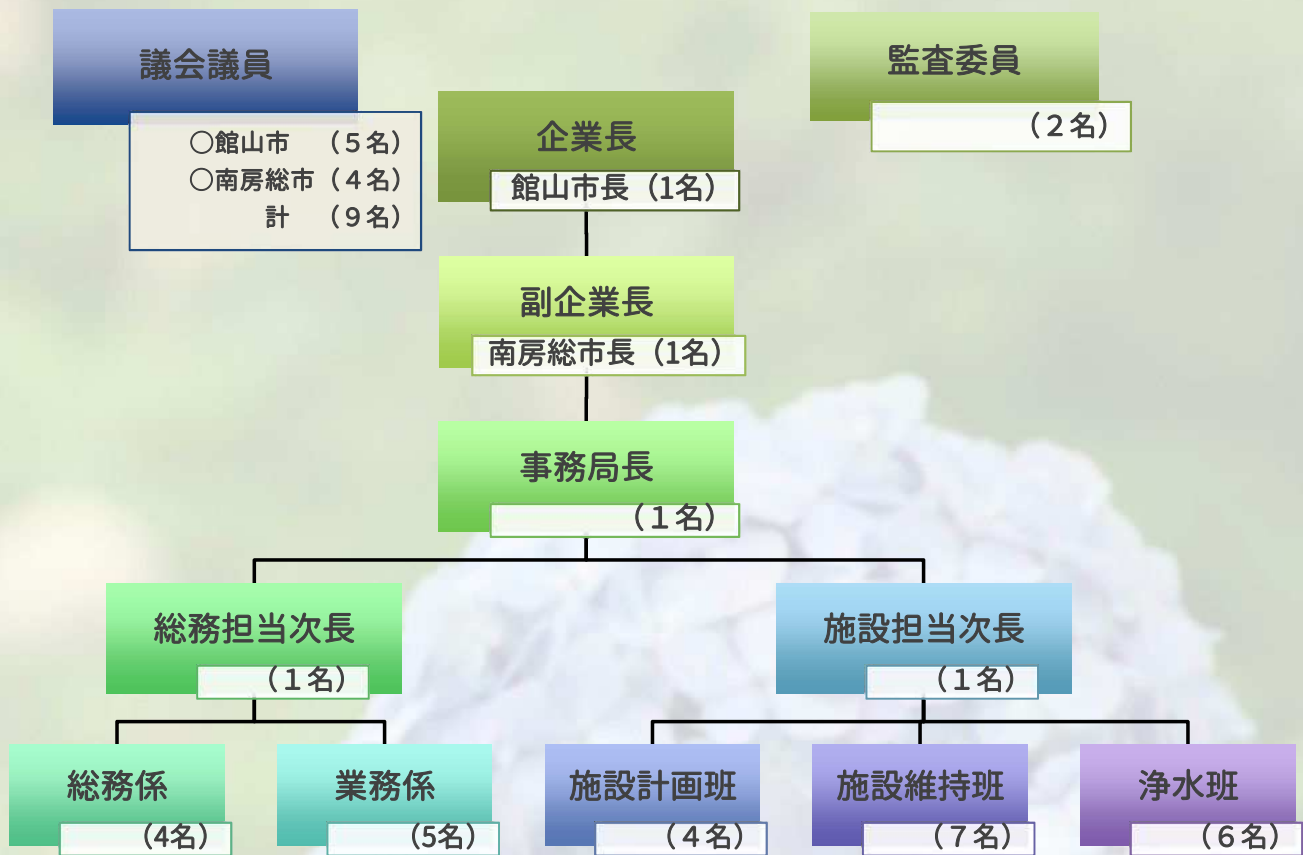
9. 企業債

(単位：千円)



10. 組織

(令和3年5月1日現在)



三芳水道企業団
Water Supply Authority of MIYOSHI



<https://miyoshisuido.jp/>